

令和5年度当初予算編成方針について

1 基本方針

- 現在、我が国の経済は、令和4年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻の影響等による原油・原材料等の国際価格の上昇、我が国とアメリカとの金融政策の相違等による急速な円安に伴う輸入物価の上昇が国内の物価・エネルギー価格の高騰を惹起し、企業や市民生活に多大な影響を及ぼすなど、厳しい状況にある。

また、感染が国内で初めて確認されてから間もなく3年を経とうとしている新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）については、ワクチン接種が進んだこと等により、現在、感染者数が落ち着いているものの、依然として感染再拡大のおそれがあり、引き続き予断を許さない状況にある。

- こうした中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「新しい資本主義」の実現に向け、「人への投資と分配」「科学技術・イノベーションへの投資」「スタートアップへの投資」「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」の5つの分野に重点的に投資することとしている。

また、地方に対しては、昨年度の「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、2022年度から2024年度までの3年間について、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としており、引き続き財政運営に支障が生じないよう措置を講ずることとしている。

しかしながら、感染症のまん延や物価・エネルギー価格の高騰が長期化することが懸念され、地方財政に与える影響は、なお不透明な状況にある。

- 本市の財政状況については、不断の事業見直し等により、感染症の影響下にあっても持続可能な財政運営となるよう努めているものの、社会保障施策関係経費の増大などにより、経常収支比率は依然高い水準にあり、硬直化の是正が課題となっている。

○ 令和5年度は、本市まちづくりの向こう5年間の総合的かつ基本的な指針である「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」の初年度となり、本計画において示された本市が目指す将来像の実現に向けた各施策について、着実に実施する必要がある。

○ 以上を踏まえ、令和5年度の予算編成に当たっては、持続可能な財政運営を確保しつつ、限られた財源を最大限有効に活用するため、後期基本計画の重点推進テーマに位置付けられた事業に優先的に予算付けし、社会的要請に的確に対応していく。

また、新型コロナウイルス感染症対策に必要な措置を引き続き講じていくほか、持続可能なまちとするために必要な諸施策について着実に取り組んでいくこととする。

<重点推進テーマ>

▶ニューノーマル

～時代の変化に柔軟に適応した安全・安心なまち～

▶デジタル・トランスフォーメーション（DX）

～未来技術を活用した利便性の高いまち～

▶ゼロカーボン

～豊かな自然と共生し資源や経済が地域内循環する持続可能なまち～

▶県北拠点づくり

～那須塩原駅周辺を中心とした人々から選ばれる魅力あふれるまち～

○ 各部等においては、予算編成の原則（総計予算、通年予算など）を遵守するとともに、これらのことを十分に考慮し、既存事業についても目的、成果等改めて点検の上、次の諸点に留意し、予算要求に臨みたい。

2 予算要求に当たっての留意点

第1 必要な経費を積み上げる「積み上げ方式」により、予算要求すること。

予算要求に当たっては徹底したコスト意識のもと、事業の優先順位、事業費等を精査し、必要最小限にすること。

- 第2 部の主体性を強化するため、部ごとに予算の調整を実施する。予算の調整の対象は経常経費及び普通建設事業費とする。
- 各部は、予算要求後、財政課から提示する予算配分枠内で、事業の優先度、費用対効果等を見極め予算の調整をすること。
- 第3 「重点推進テーマ」の対象事業の要求は、政策検討会議又は庁議・調整会議で審議され、精査された事業について、原則、優先的に予算付けを行う。
- ただし、「重点推進テーマ」に係る事業であっても、事業の効果や熟度が低いと認められるものについては、この限りでない。
- 第4 「事業棚卸」の対象事業は、棚卸結果を反映させた上で要求すること。
- 「廃止」、「縮小」又は「改善」とされた事業で来年度からの反映が困難なものについては、今後の見通し（道筋）を立てた上、要求すること。
- 第5 「市単独補助金」は、補助金等審査会の結果を反映させた上、要求すること。
- 来年度からの反映が困難なものについては、今後の見通し（道筋）を立てた上、要求すること。
- 第6 「新規事業」は、政策検討会議若しくは庁議・調整会議で審議され精査されたもの若しくは三役協議済みのもの以外は予算要求しないこと。また、事業拡充についても、十分に熟度を高め、積算根拠を明確にして要求するとともに、あらかじめ目標（定量化）、成果・効果や実施期間、出口戦略などを明確にすること。
- なお、新規・拡充事業は、財政課協議を行った上、予算要求すること。
- 第7 国・県等と緊密に連携の上、動向や情報を的確に把握し、特に制度の新設、変更、廃止等について留意するとともに、導入可能な補助金等を積極的に活用すること。なお、国の予算編成や地方財政対策の動向によっては、予算編成の弾力的な対応が必要となるので留意すること。
- 第8 公民連携や新たな資金調達手段を積極的に検討・活用するなど、事業財源を安易に一般財源に頼ることなく、自らの財源は自らが確保するという強い意識をもつこと。
- また、地方交付税の増額が見込める施策・事業についても、積極的に検討・活用すること。

第 9 県や周辺自治体、広域行政事務組合など、関係諸機関との協議が必要なものは、十分に調整の上、要求すること。また、庁内の複数部門で推進する必要がある事業は、部門間の調整を十分に行い、相互の重複を避け、適切に要求すること。

第 10 「予算の再協議」は実施しない。施策の実施に必要な経費を適切に見積り、漏れのないように要求すること

